

# ゴルフ場利用約款

## 第1条 (約款の適用)

当ゴルフ場を利用される方は、会員、非会員を問わず快適で安全なプレーをお楽しみ頂く為、本約款、ゴルフ規則(J.G.A制定)、当クラブ諸規則等に従ってご利用頂きます。

## 第2条 (利用契約の成立)

当ゴルフ場でプレーされる方が、プレー当日フロントにおいて本約款を確認の上、所定の署名簿に署名頂く事により、当ゴルフ場は署名者の施設ご利用をお引き受けする事になります。

## 第3条 (利用の申込み・違約金等)

予約申込者は原則として利用者自身とします。キャンセルの場合の違約金手続きは当ゴルフ場が別に定める予約規定に従って頂きます。(規定) 原則としてコースが認める場合(やむを得ずクローズした場合等)を除き、当日のキャンセルは出来ません。(キャンセル費100%)前日(キャンセル費50%)、その他の諸事情によるキャンセルについては、利用者と協議の上キャンセル費を決定させて頂く場合があります。

## 第4条 (施設利用の拒絶)

当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用及び利用の継続をお断りする事があります。

- ① 満員のためスタート時間に余裕が無い時。
- ② 利用者が申込み署名の際、必要チェック項目のチェックを拒否した時。
- ③ 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなした時、又はなす恐れがあると認められた時。
- ④ 利用者が暴力団およびその関係者で有ることが判明した場合。
- ⑤ 刺青をした方の浴場の利用。
- ⑥ 天災・降雪その他止むを得ない事情によりゴルフ場施設の使用が出来ない時。
- ⑦ 技術が著しく未熟で、他人のプレーに迷惑をかけた時。
- ⑧ ルール・マナーを守らない時。警告を無視してスロープレーを改めない時。
- ⑨ その他本約款に違反した場合、又は当ゴルフ場の施設を利用されるにあたり好ましくない事由がある場合。

## 第5条 (休場日・開場時間・施設の利用時間)

当ゴルフ場の休場日、開場時間、および施設の利用時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時的に変更する事が有ります。

## 第6条 (貴重品)

貴重品は、貴重品ロッカーにお預け下さい。貴重品ロッカーに収容できない場合は、フロントへお預け下さい。フロントでお預かりした品は預り証と引き換えにお返し致します。預り証を紛失した場合は直ちに届け出て下さい。なお届け出前に第三者がすでに預り証により預かり品を引き換えた場合は、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

## 第7条 (携帯品・自動車等)

携帯品や駐車中の自動車の盗難や毀損等について当ゴルフ場は一切責任を負いません。自動車は所定の駐車場へ駐車して下さい。

## 第8条 (ロッカー)

ロッカー内の盗難等について、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

## 第9条 (宅配便の取り扱い)

宅配便によるゴルフクラブ、バッグ、シューズケース等のお取次ぎは致しますが、取次ぎ中の中の物品の盗難、紛失、損害等の責任は負いません。

## 第10条 (危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

ゴルフは時に、危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイス如何に拘らず全て自己の責任により安全を確認した上でプレーをして頂きます。

## 第11条 (ティインググラウンドにおける素振り)

クラブの素振りは、ティマーク内の打席または特に指定された場所以外で行わないで下さい。打者以外のプレーヤーはティインググラウンドにより安全を確認した上でプレーをして頂きます。立ち入らないで下さい。

## 第12条 (飛距離の確認)

先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイスの如何に拘らず自己の飛距離を判断して、先行組に打ち込まないようにショットして下さい。

## 第13条 (キャディ及びフォアキャディの合図)

キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離より前進したと判断される時の合図ですから、合図があっても打者は自己の飛距離を判断して安全確認の上ショットして下さい。

## 第14条 (打者の前に出ないこと)

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。打者の前方に出た結果の事故、その他のプレーヤー同士によって生じた事故については、プレーヤー同士で解決していただく事とし、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

## 第15条 (隣接ホールへの打込み)

隣接ホールへの打込みは、特に危険ですからプレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重にショットして下さい。隣接ホールに打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないようにショットすると共に、自己の同伴プレーヤーにも充分気を付けてショットして下さい。

## 第16条 (退避)

後続組にショットさせる時は、先行組のプレーヤーは後続組打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

## 第17条 (ホールアウト後の退去)

ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んで下さい。

## 第18条 (雷が発生した場合)

雷が発生した場合は、当ゴルフ場またはゴルフ場従業員の指示の有無に拘らず、自己の判断で直ちにプレーを中止し、避雷小屋など安全な場所に避難して下さい。雷警報発令後もプレーを継続し事故に遭遇しても当クラブは一切責任を負いません。

## 第19条 (火気使用の禁止)

コース内やクラブハウス内の火気は、所定の場所以外では禁止します。マッチの燃殻、煙草の吸殻等は必ずよく消して灰皿へお入れ下さい。

## 第20条 (プレー終了後のゴルフ用具の確認)

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いのないか慎重に確認して下さい。確認後のクラブの不足、瑕疵等については当クラブは一切責任を負いません。

## 第21条 (損害賠償の責任)

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の従業員または施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償して頂きます。利用者の同伴者も連帯してその損害金の支払い債務の履行を保証して頂きます。

## 第22条 (施設内の持ち込み品)

当ゴルフ場の施設内には次の物の持込をお断り致します。

- ① ベット等動物
- ② 著しく悪臭を放つ物
- ③ 銃砲刀剣類
- ④ 火薬・揮発油等、発火・爆発の恐れのある物
- ⑤ 騒音を発するもの
- ⑥ その他危険物や他人に迷惑を及ぼす恐れのある物

## 第23条 (行為の禁止)

ゴルフ場の施設内では下記の行為は禁止します。

- ① 賭博その他風紀を乱す行為
- ② 物品販売、宣伝広告等の行為
- ③ 施設の器具、備品等を持ち出す行為
- ④ 利用者以外の者のコース内立ち入り(特に許可する場合を除く)許可した場合であっても、利用者以外の者が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。
- ⑤ 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
- ⑥ コース内での携帯電話等の使用

## 第24条 (違背の場合の責任)

利用者がこの約款に違背して第三者に傷害等の事故を発生させた場合および自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。

## 第25条 (忘れ物)

当ゴルフ場内での忘れ物は発見の日から3ヶ月間お預かりします。本人である事を証明して期間内にお引取り下さい。ただし、下着類、その他腐りやすい物はこの限りでは有りません。

## 第26条 (信義則)

その他、会則、本約款の定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義・誠実の原則に従って解決されるものとします。